

令和8年度ヤングケアラー・若者ケアラーオンラインサロン 企画・運營業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度ヤングケアラー・若者ケアラーオンラインサロン企画・運營業務委託

※ヤングケアラー：ケアラー（高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者）のうち、18歳未満の方

※若者ケアラー：ケアラーのうち、18歳～おおむね30歳代までの方

2 委託業務の目的

ヤングケアラー及び若者ケアラー自身が抱える悩みを気軽に相談できるよう、オンラインによる集いの場を設ける。また、ケアの経験を持つ元ヤングケアラーとの交流を促進する。

3 委託の期間

契約締結日から令和9年3月31日

4 業務委託の内容

ヤングケアラー及び若者ケアラー自身が抱える悩みを気軽に相談できるよう、オンラインによる集いの場を設ける。また、ケアの経験を持つ元ヤングケアラーとの交流を促進する。

ア 業務内容

次の（ア）から（エ）までの業務を実施すること。

（ア）サロン前

- ・日程調整
- ・年間広報計画の立案（十分な周知を図るため4月中に計画を提案すること。）
- ・開催テーマ、企画の立案
- ・当日の登壇者の調整、打合せ
- ・サロン参加者募集に係る広報（Meta 広告、LINE 広告、Google 検索広告、チラシなど様々な広告媒体を検討し、少なくとも開催1週間前、前日に周知を行うこと。）
- ・参加申込の受付及び参加者への開催日時等の連絡
- ・参加者の基本情報（氏名、連絡先、ケアの状況等）のリスト化
- ・その他円滑なサロン運営に必要な業務

（イ）サロン当日

- ・運営全般（設営、当日の進行等）
- ・参加者が円滑に参加するためのサポート
- ・参加者へのアンケートの実施（県が指定する項目を盛り込むこと。）

（ウ）サロン後

- ・次回開催日程の周知
- ・参加状況の整理及び県への速やかな報告
- ・登壇者への謝金の支払い

イ サロン概要

サロンの概要は（ア）から（オ）までとする。

（ア）回 数：年間7回以上

（イ）実施時期：5月以降に実施

（ウ）実施方法：オンライン、メタバース空間及び対面での開催

（オンライン2回以上、メタバース1回以上、対面3回以上を目安に効果的と思われる実施方法及び回数を提案すること。対面開催時は大宮駅周辺、県内西部地域及び東部地域において実施すること。また、11月に必ず1回は実施すること。）

（エ）対象者：ヤングケアラー及び若者ケアラー

（オ）カリキュラム：ヤングケアラー及び若者ケアラーが、当事者同士又は元ヤングケアラー・若者ケアラーと交流し、悩みを打ち明け、気軽に話せるサロンとする。また、SNS相談窓口とも連動することで、信頼できる仲間や大人と定常的な接点が作れるサロンとする。

ウ 留意事項

- ・業務の実施に当たり、日程調整、登壇者の選定等の業務は、随時、県と協議してこれを行うこと。
- ・埼玉県のヤングケアラー・若者ケアラー向けLINE相談窓口「埼玉県ヤングケアラーチャンネル」の受託者と随時連携を密にし、継続的な関わりが必要な場合や参加者の募集等において、相互に協力すること。
- ・当日のファシリテーションは、ヤングケアラー・若者ケアラーに関する一定の知識や理解を有している者が担当すること。
- ・メタバース空間での開催は、県が構築しているメタバース空間「バーチャル埼玉」内の相談エリアで実施すること。
- ・対面開催の会場は、参加者の利便性を考慮し、県と調整し、受託者で確保すること。

5 その他

- （1）事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善策

を検討すること。

- (2) 受託者は委託業務の遂行に当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。